

受注者向け

施設台帳等作成の手引き

令和5年10月

兵庫県 土木部

「施設台帳等作成の手引き」について

1. 目的

本手引きは、兵庫県土木部が管理する施設の維持管理において必要となる施設台帳等（施設台帳・点検台帳・法定台帳）を継続的に作成、更新及び「社会基盤施設総合管理システム（以下、「総合管理システム」という）」へ登録するため、施設台帳等の作成方法や発注者への納品方法について受注者向けに解説し、施設台帳等の作成・登録の推進を目的とする。

2. 適用範囲

本手引きは、「施設台帳等チェックリスト兼登録用台帳発行依頼シート」及び「施設台帳等（施設台帳、点検台帳、法定台帳）」の作成に適用する。なお、施設台帳等の作成は、土木工事共通仕様書、設計業務等共通仕様書、及び特記仕様書に規定している。

3. 適用基準日

本手引きは、単価適用年月日が令和5年10月1日以降の工事及び業務に適用する。

第 1 章 作成対象施設

本章では、受注工事・業務で作成する、作成対象施設及び作成時期について記載する。

1.1 施設台帳等

(1) 施設台帳の作成対象施設及び作成時期

作成する施設台帳の対象施設と作成時期を、別表 1 に示す。なお、台帳作成時期は施設により異なるため注意すること。

- ① 新設時：新設工事完了時に施設台帳を作成する。なお、詳細設計完了時にも台帳を作成する施設があるため注意すること。
- ② 補修時：補修工事完了時に台帳に補修内容を追記し作成する。ただし、特定の補修工事のみを追記する施設があるため注意すること。また、橋梁拡幅工事などの工事は、補修の詳細設計を行った場合も、詳細設計完了時に台帳に追記すること。

(2) 点検台帳の作成対象施設及び作成時期

作成する点検台帳の対象施設と作成時期を、別表 2 に示す。なお、台帳作成時期は施設により異なるため注意すること。

(3) 法定台帳の作成対象施設及び作成時期

作成する法定台帳の対象施設と作成時期を、別表 3 に示す。なお、台帳作成時期は施設により異なるため注意すること。

施設台帳等様式集の参照 URL

- ・兵庫県ホームページ：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/shisetsudaicho.html>

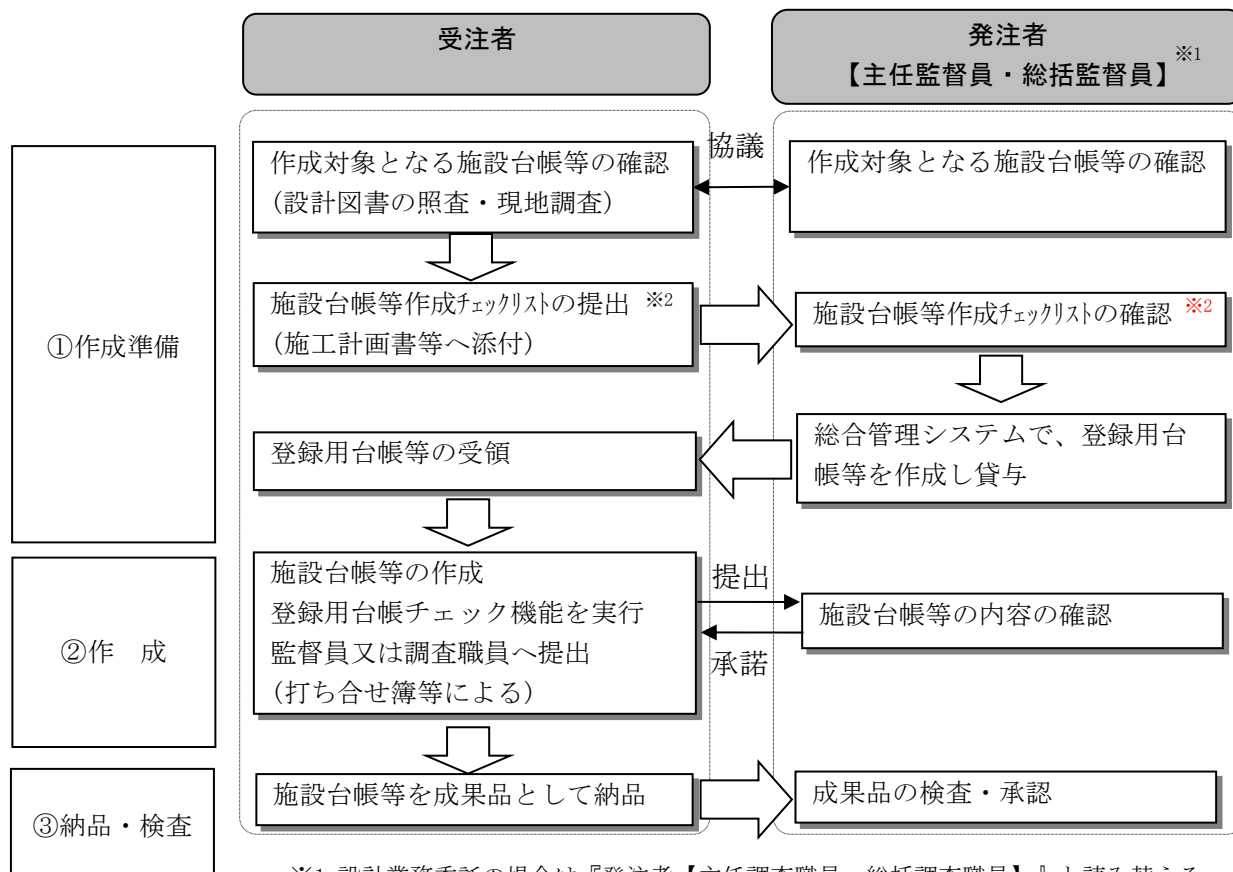
※新規・更新を問わず、作成する施設台帳等は、原則発注者から貸与するため、受注者は別紙 1 「施設台帳等作成チェックリスト兼登録用台帳発行依頼シート」を必ず提出すること。

第 2 章 施設台帳等の作成

本章では、施設台帳・点検台帳・法定台帳の作成手順等について記載する。

2.1 作成手順

受注者が施設台帳等を作成することとし、発注者との作業役割分担及び台帳等の作成の流れは以下の図 2.1 のとおり。



※1 設計業務委託の場合は『発注者【主任調査職員、総括調査職員】』と読み替える
※2 正式名称：施設台帳等作成チェックリスト兼登録用台帳発行依頼シート

図 2.1：施設台帳等の作成の流れ

(1) 作成準備

- ・受注者は、工事又は業務着手前に設計図書の照査や現地調査を行い、発注者と協議したうえで作成対象となる施設台帳等を決定する。
- ・受注者は、協議結果をもとに「施設台帳等作成チェックリスト兼登録用台帳発行依頼シート」(別紙1)を作成し、着工前に施工計画書(委託業務の場合は、業務計画書)へ添付し提出する。
- ・発注者は、受注者が提出した「施設台帳等作成チェックリスト兼登録用台帳発行依頼シート」を受取り確認し、契約情報と紐付けた「登録用台帳等」を総合管理システムで作成する。

(2) 作成

- ・発注者は、作成した「登録用台帳等」を受注者へ貸与する。
- ・受注者は、以下の「作成における留意事項」に留意し、施設台帳等を作成する。

- ・受注者は、登録用台帳のチェック機能を実行したうえでエラーの無いことを確認する。
- ・受注者は、登録用台帳にある出力機能を実行し、電子納品用の成果品を作成する。
(全ての対象施設を実施すること。)
- ・受注者は、作成した登録用台帳等を提出する。添付ファイルは、個別に提出する。
- ・発注者は、受注者から提出された登録用台帳等の内容を確認し、承諾する。
(提出・承諾は打ち合せ簿などによる)

【作成における留意事項】

- ・別紙「登録用台帳操作マニュアル（案）」により施設台帳等を作成すること。
- ・施設台帳等の内容については、施設台帳等作成事例集（別冊2）を参照し記入すること。
- ・受領した登録用台帳等(Excel データ)の項目・シート・ファイル名・拡張子等を変更しないこと。
- ・既存の台帳に追記・修正する場合は、修正箇所を判別できるよう赤字表記すること。
- ・1 工事（業務）につき対象施設が 20 件以上ある場合又は画像等の圧縮を行っても、10MB を超えるファイルがある場合は、作成方法を別途協議により決定する。
※発注者は、登録作業の効率化を図るため、該当する工事（業務）における施設台帳等の作成については、技術企画課県土政策班（技術調査担当）と協議すること。

(3) 納品・検査

- ・受注者は、電子成果品に作成された「DAITYO」フォルダを電子納品する。
※電子納品保管管理システムで電子成果品が本登録された後、翌日に自動的に総合管理システムに施設台帳等が仮登録される。
- ・発注者は、総合管理システムに仮登録された台帳の内容を確認し承認を行った後、本登録を実行する。

2.2 発注者への納品方法

① 電子納品の対象業務

受注者は、登録用台帳の出力機能で出力した「DAITYO」フォルダを、兵庫県土木部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」又は「工事完成図書等の電子納品に関する運用指針(案)」に基づき発注者に提出する。

電子納品のフォルダ構成例を図 2.2 に示す。

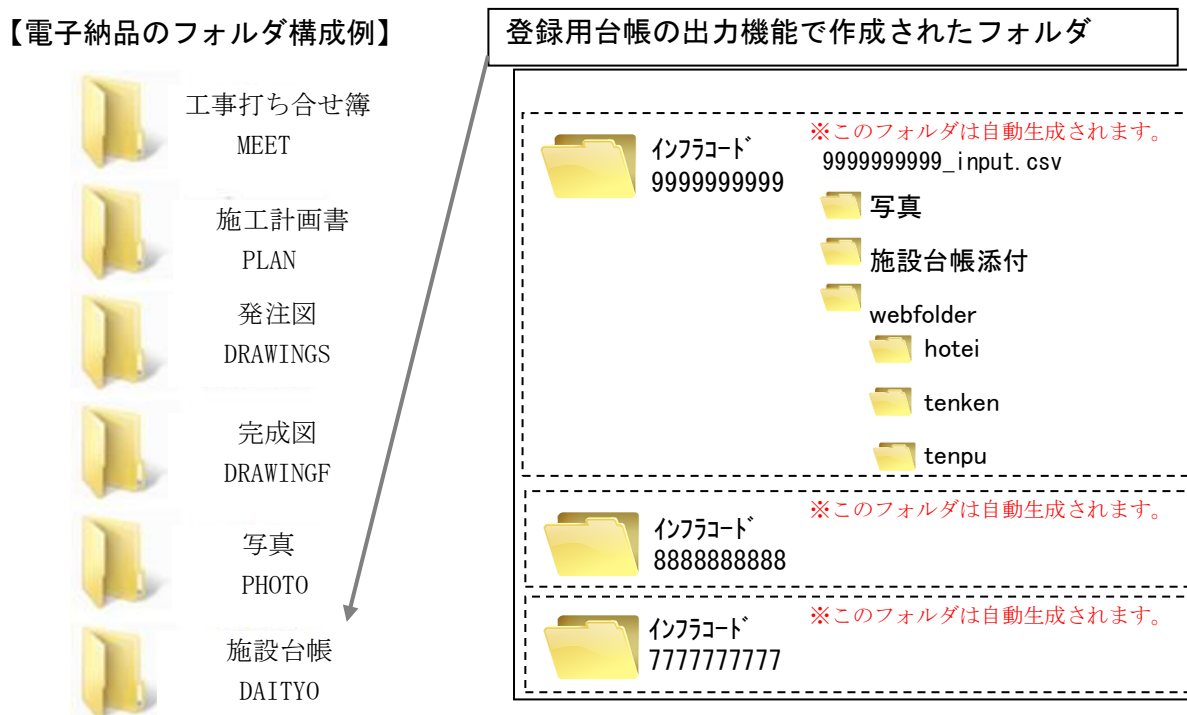


図 2.2 : 電子納品対象業務の施設台帳等の格納場所(請負工事の場合)

2.3 作成費用

施設台帳・法定台帳の作成費用は、設計図書、成果品（完成図、材料承諾願、工事写真、その他の出来高報告書等）を活用して作成・修正するものとし、諸経費又は共通仮設費率に含まれるものとする。

施設台帳一覧

分野	台帳様式	対象施設	台帳作成時期				備考
			新設時		補修時		
			設計	工事	設計	工事	
道路	橋梁台帳	橋梁	●	●	▲	●	▲：拡幅等
	横断歩道橋台帳	横断歩道橋	●	●	—	●	
	トンネル台帳	トンネル	●	●	—	●	
	道路照明灯台帳	道路照明灯	—	●	—	▲	▲：灯具の取替え等
	道路標識台帳	道路標識	—	●	—	▲	▲：板の取替え等
	組立歩道台帳	組立歩道	—	●	—	●	
	アンダーパス台帳	アンダーパス	—	●	—	●	
	道の駅台帳	道の駅	—	●	—	▲	▲：増築等
	道路情報提供装置台帳	道路情報提供装置	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
	異常気象時通行規制装置台帳	異常気象時通行規制装置	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
	積雪センサ台帳	積雪センサ	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
	凍結センサ台帳	凍結センサ	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
	除雪機械台帳	除雪機械	—	●	—	●	
	消雪施設台帳	消雪施設	●	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
	消雪ポンプ遠隔制御盤管理台帳	消雪ポンプ遠隔制御盤	●	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
	道路法面台帳	道路法面	—	●	—	●	
	大型カルバート台帳	大型カルバート	—	●	—	●	
	シェッド台帳	シェッド	—	●	—	●	
	地下横断歩道台帳	地下横断歩道	—	●	—	●	
	河川	排水機場施設台帳	排水機場	●	●	—	●
水門・堰施設台帳		水門・堰	●	●	—	●	
樋門・陸閘施設台帳		樋門・陸閘	●	●	—	●	
矢板護岸施設台帳		矢板護岸	—	●	—	●	
河川情報システム台帳		河川情報システム	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
多重無線設備台帳		多重無線設備	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
超短波無線設備台帳		超短波無線設備	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
テレメータ施設台帳		テレメータ施設	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
河川監視システム台帳		河川監視システム	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
河川増水警報システム台帳		河川増水警報	—	●	—	▲	▲：台帳記載の器具交換時
ダム施設台帳		ダム施設	●	●	—	●	
地下河川台帳		地下河川	—	●	—	●	
海岸	排水機場施設台帳	排水機場	●	●	—	●	
	水門・堰施設台帳	水門・堰	●	●	—	●	
	樋門・陸閘施設台帳	樋門・陸閘	●	●	—	●	
	矢板護岸施設台帳	矢板護岸	—	●	—	●	
	検潮儀台帳	検潮儀	—	●	—	●	
	風向風速計台帳	風向風速計	—	●	—	●	
	防潮堤台帳	防潮堤	—	●	—	●	
港湾	港湾施設台帳	港湾施設	—	●	—	●	
空港	空港施設台帳	空港施設	—	●	—	●	
砂防	砂防設備台帳（個票）	砂防設備	●	●	—	●	
	急傾斜地崩壊危険区域台帳	急傾斜地崩壊危険区域	●	●	—	●	
	地すべり防止区域台帳	地すべり防止区域	●	●	—	●	

分野	台帳様式	対象施設	台帳作成時期				備考
			新設時		補修時		
			設計	工事	設計	工事	
下水道	下水道工事台帳	下水道	—	※	—	※	下水道長寿命化計画策定支援システムに登録することで、閲覧が可能
	下水道資産台帳	下水道	—	※	—	※	
	下水道設備台帳	下水道	—	※	—	※	
	下水道管路台帳	下水道	—	※	—	※	

●：作成、▲：一部作成、—：作成不要
 ※別途、下水道長寿命化計画策定支援システムで規程

点検台帳一覧

分野	台帳様式	対象施設	台帳作成時期	備考（定期点検の定義）
			定期点検	
道路	橋梁点検調書	橋梁	●	定期点検周期：5年毎
	路面性状調書	舗装	●	定期点検周期：5年毎
	トンネル点検調書	トンネル	●	定期点検周期：5年毎
	道路橋点検記録様式	橋梁	●	定期点検周期：5年毎
	道路トンネル点検記録様式	トンネル	●	定期点検周期：5年毎
	大型カルバート点検記録様式	大型カルバート	●	定期点検周期：5年毎
	シェッド点検記録様式	シェッド	●	定期点検周期：5年毎
	横断歩道橋点検記録様式	横断歩道橋	●	定期点検周期：5年毎
	門型標識等点検記録様式	門型標識	●	定期点検周期：5年毎
	組立歩道点検様式	組立歩道	●	定期点検周期：5年毎
	小規模付属物点検様式	小規模付属物	●	定期点検周期：5年毎
河川	排水機場点検台帳	排水機場	●	定期点検周期：毎年
	水門・堰点検台帳	水門・堰	●	定期点検周期：毎年
	樋門・陸閘点検台帳	樋門・陸閘	●	定期点検周期：毎年
	矢板護岸点検台帳	矢板護岸	●	定期点検周期：5～10年毎
	ダム施設点検台帳	ダム施設	●	定期点検周期：3年毎
	地下河川点検台帳	地下河川	●	定期点検周期：5年毎
海岸	排水機場点検台帳	排水機場	●	定期点検周期：毎年
	水門・堰点検台帳	水門・堰	●	定期点検周期：毎年
	樋門・陸閘点検台帳	樋門・陸閘	●	定期点検周期：毎年
	矢板護岸点検台帳	矢板護岸	●	定期点検周期：5年毎
	防潮堤点検台帳	防潮堤	●	定期点検周期：5年毎
港湾	維持管理計画書	港湾施設	●	定期点検周期：5年毎
空港	空港施設点検台帳	空港施設	●	定期点検周期：1，3年毎 (灯火定期検査1年毎, 基本施設定期検査3年毎)
砂防	砂防設備点検台帳	砂防設備	●	定期点検周期：5年毎
	急傾斜地崩壊防止施設点検台帳	急傾斜地崩壊危険区域	●	定期点検周期：5年毎
	地すべり防止施設点検台帳	地すべり防止区域	●	定期点検周期：5年毎

●：作成

法定台帳一覽

分野	台帳様式	対象施設	台帳作成時期				備考
			新設時		補修時		
			設計	工事	設計	工事	
港湾	港湾台帳	港湾施設	●	●	—	●	
公園	都市公園台帳	公園	—	●	—	●	
砂防	砂防設備台帳	砂防設備	—	●	—	—	

●：作成、—：作成不要